

経営革新計画の手引き

（郵送、持参又はE-mailで申請する場合）

令和8年9月

広島県 商工労働局

経営革新課

お問い合わせ先・申請先

広島県 商工労働局 経営革新課 経営支援グループ

担当地域：県内全域

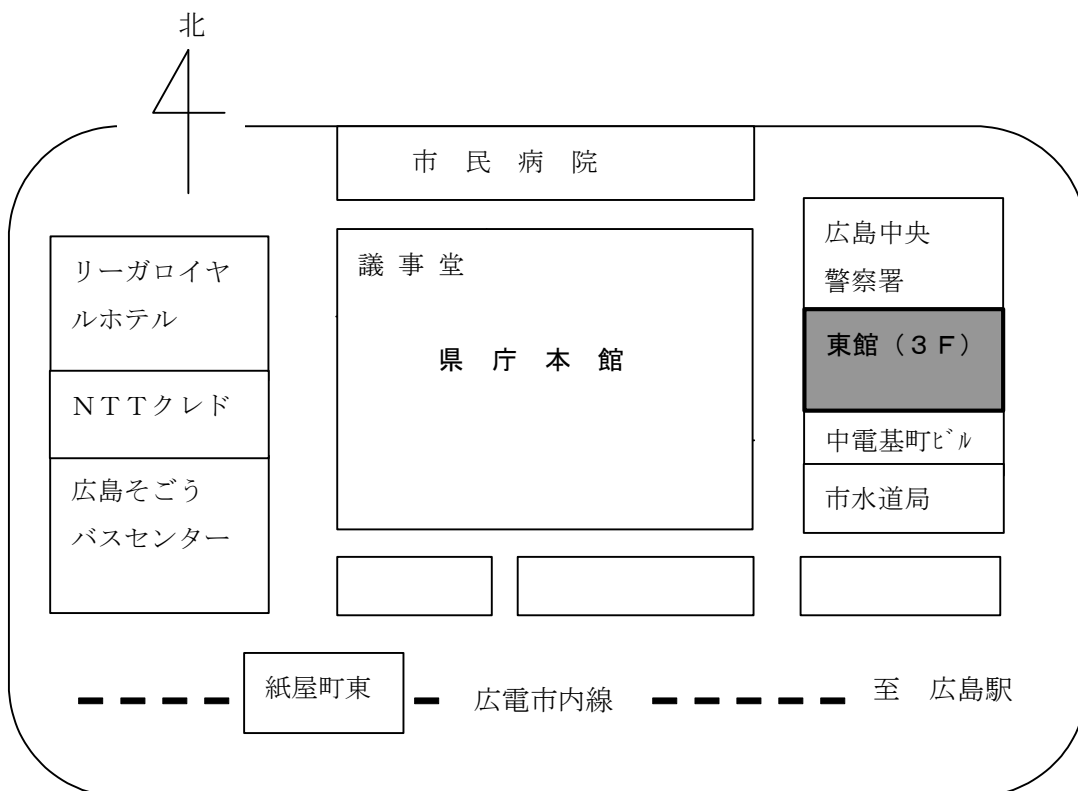
住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号（県庁東館3F）

電 話：082-513-3370（または3371）（ダイヤルイン）

E-mail：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.hiroshima.lg.jp

（トップページ→「組織でさがす」→「商工労働局」→「経営革新課」
→「関連情報 申請・手続」→「経営革新支援事業の概要（経営革新計画について）」



目 次

制度概要

1 経営革新支援事業の概要		1
2 申請・承認手続き		3
3 経営革新計画の内容		5
4 計画変更・届出		8

支援策

○ 支援策の概要		9
○ （参考）その他の支援策の概要		18
○ （参考）経営革新計画作成にあたっての相談窓口		28
○ （参考）経営革新計画作成にあたって有益な制度		28
○ お問い合わせ先一覧		29
○ 支援機関の連絡先		30

申請書

○ 申請書記載要領		32
○ 申請書記載事例		33
○ 補足資料記載事例		43
○ 事業報告（営業報告書）記載事例		46
○ 変更承認申請書記載事例		47
○ 変更届出書記載事例		49

1. 経営革新支援事業の概要

事業の目的、特徴

○事業の目的

経営革新支援事業は、経済的環境の変化に即応して特定事業者（※）が行う経営革新を支援するための措置を講ずることにより、特定事業者の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

＜根拠法令＞ 「中小企業等経営強化法」(平成 11 年 3 月 31 日号外法律第 18 号)
(以下「法律」という)

※特定事業者とは、常時使用する従業員の数が 500 人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。

○事業の特徴

(1) 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする特定事業者の経営革新(新たな取組みによる経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

(2) 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある特定事業者の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、異業種交流グループ等、多様な形態による取組みも支援します。

(3) 経営目標の設定

特定事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

事業の適用範囲

この支援事業の適用を受けるのは、次に掲げる特定事業者です。

【特定事業者として法律の対象となる会社及び個人の基準】

	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500 人以下
卸売業	400 人以下
サービス業（下記以外）	300 人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500 人以下
小売業	300 人以下

- * 常時使用する従業員には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。
- * 個人事業主も対象となります。
- * 組合は事業協同組合など、法律等で指定された組合のみ申請可能です。

支援策のメニュー

上記の特定事業者が「経営革新計画」を作成し、県知事等に提出した後、承認を受けた場合には、計画期間中に次の支援措置を利用することが可能となります。
(詳細は9頁以降をご参照ください)

- 1 県費預託融資制度（民間金融機関を通じた低利融資）
- 2 信用保証協会による信用保証の特例
- 3 政府系金融機関による低利融資制度
- 4 高度化融資制度
- 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 8 新事業分野開拓事業者の認定制度

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等に申込み、当該機関等における審査が別に必要となります。

（参考）その他の支援策

- 1 小規模事業者持続化補助金
- 2 広島県よろず支援拠点
- 3 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- 4 事業承継・M&A 補助金
- 5 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech
- 6 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）
- 7 IT 経営サポートセンター
- 8 カーボンニュートラル支援
- 9 外国人材の受入れ

フォローアップ事業

1 フォローアップ調査

計画が承認された後、承認した機関は、承認された計画に対して進捗状況に関する調査（フォローアップ調査）を行います。

計画が承認された事業者においては、本調査に対応してください。

なお、本調査は、国や県が本法に関する支援策を検討する上で、重要な参考となります。

2 フォローアップ支援

県の承認を受け、経営革新計画に取り組んでいる特定事業者が抱える問題に対して、県職員が地域中小企業支援センター等と連携して経営に関する助言を行うなど、目標達成のための側面的な支援を行います。

2. 申請・承認手続き

1 県等への問い合わせ・相談

対象者の要件、革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等について、まずは、問い合わせ・相談してください。



2 必要書類の準備、作成

申請者においては、実施主体を決定した上で、経営革新に関する計画を策定し、申請書を完成させる必要があります。

(1) 記載要領、記載事例を確認してください。(詳細は 35 頁以降をご参照ください。)

(2) 確認後、経営革新計画を策定の上、承認申請書へ記載してください。

様式は、県のホームページからダウンロードが可能です。

【<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>】「組織でさがす」→「商工労働局」→「経営革新課」
→「関連情報 申請・手続」→「経営革新支援事業の概要（経営革新計画について）」

【提出書類】

[申請書]

- ・様式第 1、別表 1～7 の正本及び別表 3 作成用エクセルシートを 1 通

[添付書類]

●株式会社、有限会社等の法人の場合

- ・経営革新計画補足資料
- ・法人登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書、発行日から 3 か月以内）
- ・定款の写し（最終項の余白に、「「原本のとおり相違ありません。」記入年月日・登記簿上の住所・企業名・代表取締役〇〇〇〇」と記入
- ・最近 2 期間の事業報告（営業報告書）
- ・最近 2 期間の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、当期製品製造原価）各 1 部

●個人事業主の場合

- ・経営革新計画補足資料
- ・最近 2 期間の税務申告書 各 1 部
- ・住民票の写し（発行日から 3 か月以内、本人・現住所のみ）
- ・最近 2 期間の事業報告（営業報告書）

●海外展開支援を受ける場合

- ・海外子会社等の株主一覧及び役員一覧

信用保証、融資、補助金等を利用する場合には、計画申請と並行して当該関係機関に連絡をとることが必要です。



3 県等への申請書の提出 ー県は毎月末が締切りー

申請書提出先は、申請者の形態により異なります。

申請者が単独の場合は、登記上の本店所在地の都道府県が提出先です。

《 申請書提出先 》

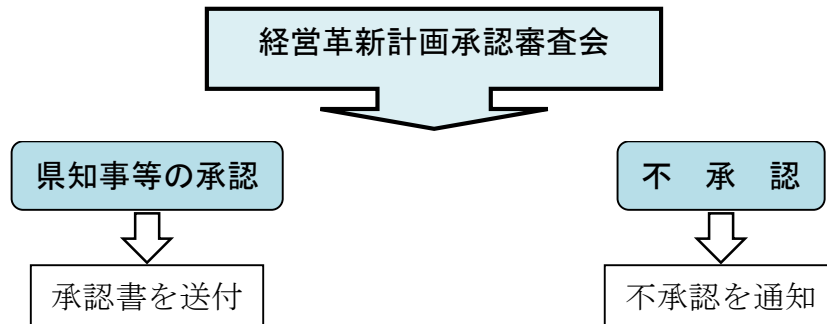
申 請 者	本 店 所 在 地	事 業 場 所	相 談 先 (申 請 先)	分 類
1 社単独	広島県	広島県又は他県	広島県	県承認案件
複数社共同 (代表1社) A社(代表者) B社 C社	広島県(代表A社の 本店が存在)	広島県又は他県	広島県	県承認案件
複数社共同 (代表3社) A社(代表者) B社(代表者) C社(代表者) D社 E社	広島県(代表A、B、 C社の本店) 広島県(代表A社の 本店)、岡山県 (代表B社の本 店)、山口県(代表 C社の本店)	広島県又は他県 広島県、岡山県、山 口県又は他県	広島県 国(中国経済産業 局)	県承認案件 国承認案件 (地方支分部局 承認案件)

申請後、代表者等に県(国)の担当者が計画内容についてヒアリングを行います。



4 承認審査 ー原則、県は申請を受付けた月の翌月末までに結果を通知ー

県では、毎月「経営革新計画承認審査会」を開催し、申請された計画内容(前月受付分)について、承認すべきか否かを判断します。



5 関係機関に支援策の申請

承認された事業者等は、利用を希望する支援策がある場合には、当該関係機関に対して支援措置の申請を行います。

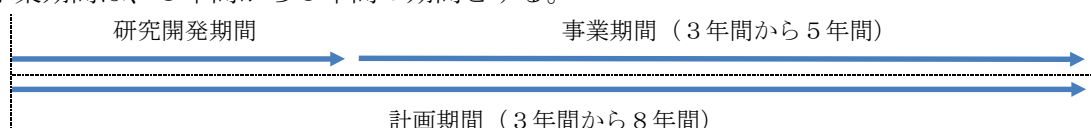
3. 経営革新計画の内容

計画期間

承認の対象となる経営革新計画の計画期間は、事業期間と研究開発期間の合計です。研究開発期間の有無により、計画期間が異なります。

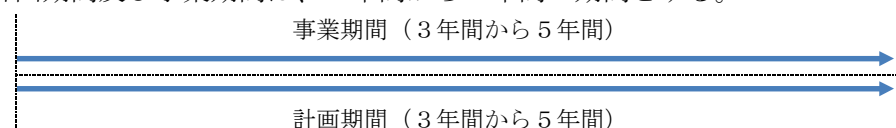
(1) 研究開発期間がある場合

- ・ 計画期間は、3年間から8年間の期間とする。
- ・ 事業期間は、3年間から5年間の期間とする。



(2) 研究開発期間がない場合

- ・ 計画期間及び事業期間は、3年間から5年間の期間とする。



研究開発期間

技術に関する研究開発を実施する期間です。新たな取組「⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用」に該当する場合、研究開発期間が必要になります。

事業期間

計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間です。

指標の向上を求める事業期間は、**3年間から5年間**です。

なお、研究開発期間が無い場合、可能な限り**4年以上の事業期間**としてください。

計画内容

(1) 承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、次の6種類に分類されます。

<新たな取組み>

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥ その他の新たな事業活動

- (2) このような「新たな取組み」については、多様なものが存在しますが、「新たな取組み」とは、特定事業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象とします。

ただし、

① 業種毎に同業の特定事業者の当該技術等の導入状況

② 地域性の高いものについては同一地域における同業他社における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

- (3) 設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組みも承認対象とします。

- (4) 事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象とします。

- (5) 承認にあたっては、県等が、申請内容に沿って承認すべきか否か判断することとなります。

ただし、経営革新計画の事業内容によっては、公的な支援を行うことが適当でない認められる業種等については、承認しません。

☞経営革新計画作成のポイント

- ・経営資源は、「ヒト」「カネ」「モノ」等に分類されます。計画を作成する前に経営資源の現状を把握し、その活用方法について計画に具体的に記載することが重要です。
- ・社会が大きく変化する中で、特に希少財となるのは「ヒト」＝人材です。経営革新計画を作成する上で、人材育成の観点も取り入れるとより具体的で、実効性のある計画となります。

【計画作成のイメージ】

- ①現状を把握する・適正な人材がそろっているか
 - ・従業員の質（資格・能力・経験等）は良好か
 - ・組織としてうまく機能しているか など
- ②経営革新計画に則った人材育成方針・計画・目標などを設定
- ③経営革新計画達成に必要な能力が向上し、計画達成に近づく

承認の対象となる経営目標

経営革新計画として承認されるためには、次の(1)(2)の2つの指標について目標伸び率が基準以上である必要があります。なお、計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。

(1) 付加価値額または一人当たりの付加価値額

目標伸び率 事業期間が 5 年間の場合、15%以上（計画開始から終了までの伸び率）
4 年間の場合、12%以上（計画開始から終了までの伸び率）
3 年間の場合、9 %以上（計画開始から終了までの伸び率）

① 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
または

② 一人当たりの付加価値額＝ 付加価値額 ÷ 従業員数

※①②のどちらか一方のみで基準に該当します。

(2) 給与支給総額

目標伸び率 事業期間が5年間の場合、7.5%以上（計画開始から終了までの伸び率）
4年間の場合、6.0%以上（計画開始から終了までの伸び率）
3年間の場合、4.5%以上（計画開始から終了までの伸び率）

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

※各種手当とは、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職金など）及び福利厚生費は含みません。

※付加価値や給与支給総額の計算方法は、35 頁の記載要領をご参照ください（決算書の数値と異なります）。

※グループによる申請については、承認の判断にあたって、

- ① グループ全体としての付加価値額（給与支給総額）又は１人当たりの付加価値額
② グループ参加者個々の付加価値額（給与支給総額）又は１人当たりの付加価値額
のいずれでも用いることができます。

＜その他留意事項＞

上記(1)(2)の基準と合わせて、次の点にもご留意ください。

- ・原則、申請時点で債務超過の場合は、計画最終年度で債務超過を解消する計画としてください。

4. 計画変更・届出

承認された経営革新計画を実施する上で、次に示されるような変更が生じた場合には、「**計画の変更に係る承認申請**」が必要となります。変更に係る承認申請についても、新規の計画承認申請と同様の審査手続、スケジュールとなります。

また、変更承認申請に該当しないような変更の場合は、「**変更の届出**」が必要となります。なお、承認経営革新計画を変更した場合における事業の計画期間は、当初の当該事業を実施した期間を含めて**5年以内**です。

1 変更申請が必要な場合

- ①経営革新計画の目標が変更になる場合
- ②経営革新の内容の変更及び計画期間の延長の場合
- ③経営革新を実施するための必要な資金の額及び設備内容が変更になる場合

ただし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種及び台数の変更、単価の変更等による設備資金及び運転資金それぞれの総額の 20%以内の増加、計画期間内における実施時期の変更など、計画の趣旨を変えないような軽微な変更は承認申請を要しません。

【申請書類関係】

[申請書]

- ・様式第2、別表8の正本を1通

[添付書類]

- ・法人登記事項証明書の写し（発行日から3か月以内）（変更があった場合）
- ・定款の写し（変更があった場合）
最終項の余白に「「原本のとおり相違ありません。」記入年月日・登記簿上の住所・企業名・代表取締役〇〇〇〇」と記入
- ・事業報告（営業報告書）
- ・決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、当期製品製造原価）
- ・必要に応じ、承認経営革新計画の別表1～7の訂正版

2 変更届出が必要な場合

- ・申請者の住所、名称及び代表者並びに電話番号等の変更
- ・申請者の業務形態及び商号の変更
- ・上記以外で県が必要と認める変更

提出書類は、申請書（様式第3）、別表8及び必要に応じ添付書類（記載事項証明書、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し等（発行日から3か月以内））

支 援 策 の 概 要

申請した「経営革新計画」が承認された場合は、計画期間中、次の支援措置を利用することが可能となります。

- 1 県費預託融資制度（民間金融機関を通じた低利融資）
- 2 信用保証協会による信用保証の特例
- 3 政府系金融機関による低利融資制度
- 4 高度化融資制度
- 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証
- 6 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 8 新事業分野開拓事業者の認定制度

注 意

計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が別に必要となります。

申請者は、計画の申請と同時に、希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

1 県費預託融資制度

支援策

事業活動支援資金																																				
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた特定事業者																																			
支援内容	本融資制度は、県内の中小企業者等が必要とする資金を円滑に供給するため、県が資金の一部を金融機関へ預託し、金融機関の協調を得て行う低利の融資制度です。 経営革新計画の承認を受けて行う事業は次のものが対象です。 産業支援融資（事業活動支援資金） ・ 貸出利率　：固定金利 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">融資対象</th><th rowspan="2">融資期間</th><th colspan="2">固定金利</th></tr><tr><th>保証付き</th><th>保証なし</th></tr><tr><td rowspan="10">事業活動 支援資金</td><td rowspan="4">運転資金</td><td>3 年以内</td><td>1. 1 %</td><td rowspan="10">左記に + 0. 3 %</td></tr><tr><td>3 年超 5 年以内</td><td>1. 3 %</td></tr><tr><td>5 年超 7 年以内</td><td>1. 5 %</td></tr><tr><td>7 年超 1 0 年以内</td><td>1. 7 %</td></tr><tr><td rowspan="6">設備資金</td><td>3 年以内</td><td>0. 8 %</td></tr><tr><td>3 年超 5 年以内</td><td>1. 0 %</td></tr><tr><td>5 年超 7 年以内</td><td>1. 2 %</td></tr><tr><td>7 年超 1 0 年以内</td><td>1. 4 %</td></tr><tr><td>1 0 年超</td><td>1. 6 %</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※表示している貸出利率は令和 8 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変動することがあります。 ・ 融資限度額　： 2 億円（ただし運転資金は 6, 0 0 0 万円まで） ・ 融資期間　　： 運転 1 0 年（据置 3 年）、設備 1 5 年（据置 3 年） ただし、運転資金と設備資金を併用する場合は、 運転資金の融資期間を適用します。 ・ 保証料率　　： 広島県信用保証協会所定の保証料率（原則として保証付） ※詳しくは広島県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168822517324.html				融資対象		融資期間	固定金利		保証付き	保証なし	事業活動 支援資金	運転資金	3 年以内	1. 1 %	左記に + 0. 3 %	3 年超 5 年以内	1. 3 %	5 年超 7 年以内	1. 5 %	7 年超 1 0 年以内	1. 7 %	設備資金	3 年以内	0. 8 %	3 年超 5 年以内	1. 0 %	5 年超 7 年以内	1. 2 %	7 年超 1 0 年以内	1. 4 %	1 0 年超	1. 6 %			
融資対象		融資期間	固定金利																																	
			保証付き	保証なし																																
事業活動 支援資金	運転資金	3 年以内	1. 1 %	左記に + 0. 3 %																																
		3 年超 5 年以内	1. 3 %																																	
		5 年超 7 年以内	1. 5 %																																	
		7 年超 1 0 年以内	1. 7 %																																	
	設備資金	3 年以内	0. 8 %																																	
		3 年超 5 年以内	1. 0 %																																	
		5 年超 7 年以内	1. 2 %																																	
		7 年超 1 0 年以内	1. 4 %																																	
		1 0 年超	1. 6 %																																	
備 考	融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に金融機関、信用保証付の場合は信用保証協会の審査を受ける必要があります。なお、経営革新計画の承認は、融資を保証するものではありません。																																			
お問い合わせ先	広島県 経営革新課 金融企画グループ TEL：082-513-3321 金融機関（商工組合中央金庫、地方銀行、信用金庫、信用組合等）																																			

2 信用保証協会による信用保証の特例

支援策

中小企業信用保険法の特例（経営革新関連保証）					
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等				
支 援 内 容	(1) 普通保証等の別枠設定 承認経営革新事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。				
			通 常	別 枠	保証料率
	普 通 保 証	企 業	2億円以内	2億円以内	0.7%
		組 合	4億円以内	4億円以内	
	無担保保証		8, 000万円以内	8, 000万円以内	0.7%
無担保無保証人保証		2, 000万円以内	2, 000万円以内	0.6%	
支 援 内 容	(2) 新事業開拓保証及び海外投資関係保証の限度額引き上げ 経営革新のための事業を行うために必要な資金に係るもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの及び海外投資関係保証の対象となるものについて、付保限度額を引き上げています。				
	新事業 開拓保証 ・ 海外投資関 係保証	企 業	2億円以内 → 3億円以内		保証料率 有担保 1.25% 無担保 1.35%
		組 合	4億円以内 → 6億円以内		
	他の支援策による特別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。				
	参 考	(信用保険制度の概要) 信用保険制度とは、中小企業の方が、市中金融機関からの資金借入の際に信用保証協会の保証を利用するに当たり、一定の条件を満たした場合に、信用保証協会と(株)日本政策金融公庫において包括的に保険が成立する制度です。この保険制度の下で、信用保証協会は中小企業の方が市中金融機関からの資金の借入を行う際に債務保証を行い、融資を受けやすくします。			
備 考	本制度を利用する場合には、経営革新計画の承認の他に金融機関、信用保証協会の審査を受ける必要があります。 経営革新計画の承認を受けて、本制度を利用する予定の方は、申請前に金融機関又は信用保証協会にご相談下さい。				
お問い合 わせ先	広島県信用保証協会 TEL：082-228-5501 ほか (本所 保証部、呉支所、福山支所、備北支所)				

3 政府系金融機関による低利融資制度

支援策

新事業活動促進資金＜経営革新関連＞																	
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等																
支援内容	本貸付制度は、経営革新計画に基づく事業に必要な設備資金、（長期）運転資金について下記の要件に従って融資を行う制度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>中小企業事業</th><th>国民生活事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付利率</td><td>・基準金利－0.65%：5.4億円を限度（土地に係る資金を除く。） ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。</td><td>・特別利率B （土地に係る資金を除く。） ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>直接貸付 14.4億円</td><td>7.2千万円</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）</td><td>設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</td><td>担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。</td></tr> </tbody> </table>			中小企業事業	国民生活事業	貸付利率	・基準金利－0.65%：5.4億円を限度（土地に係る資金を除く。） ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。	・特別利率B （土地に係る資金を除く。） ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。	貸付限度額	直接貸付 14.4億円	7.2千万円	融資期間	設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）	設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）	そ の 他	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。
	中小企業事業	国民生活事業															
貸付利率	・基準金利－0.65%：5.4億円を限度（土地に係る資金を除く。） ※5.4億円超：基準利率 ※貸付利率は、信用リスク、ご返済期間等に応じて所定の利率が適用されます。	・特別利率B （土地に係る資金を除く。） ※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。															
貸付限度額	直接貸付 14.4億円	7.2千万円															
融資期間	設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）	設備資金：20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金：10年以内 （うち据置期間2年以内）															
そ の 他	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	担保・保証人については、ご希望を伺いながらご相談させていただきます。詳細はお問い合わせください。															
備 考	貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に㈱日本政策金融公庫の金融審査を受けることが必要です。なお、経営革新計画の承認は、貸付を保証するものではありません。金利水準は金融情勢により改定されることがあります。 詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。																
お問い合わせ先	㈱日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp ㈱日本政策金融公庫広島支店中小企業事業 TEL：082-247-9151 ㈱日本政策金融公庫広島支店国民生活事業 TEL：0570-077861																

4 高度化融資制度

支援策

高度化融資事業	
対 象 者	経営革新計画に基づき高度化事業を実施する組合等
支援内容	中小企業組合等が承認を受けた経営革新計画に従って実施する以下の高度化事業を融資の対象とします。なお、計画承認を受けた4人以上のグループが経営革新計画に基づく事業を行う場合には、組合同様対象とします。 (1) 工場・店舗等の集団化事業を行う「集団化」 (2) 工場・店舗等の集約化形態である「施設集約化」 (3) 施設の共同利用形態である「共同施設」 (4) 組合員に対する設備のリース形態である「設備リース」 (5) 合併・出資会社の設立により事業の集約化等を行う「企業合同」 ・ 金利 : 0.2%又は無利子 ・ 償還期限 : 20年以内であって、県が適当と認める期限 ・ 据置期間 : 3年以内 ・ 融資割合 : 90%以内 ・ 金融機関保証 : 必要 ※このため保証料がかかります
備 考	高度化融資を利用する場合には、経営革新計画の承認の他に県担当部局等が実施する診断・助言を受けることが必要です。
お問い合わせ先	広島県 経営革新課 貸付管理グループ TEL : 082-513-3323

5 食品等持続的供給推進機構による債務保証

支援策

公益財団法人食品等持続的供給推進機構									
対 象 者	経営革新計画の承認を受けた食品製造業者等に該当する特定事業者								
支援内容	食品製造業者等は、経営革新計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際に、食品等持続的供給推進機構による債務保証を受けられます。 <table border="1"> <tr> <td>保証限度額</td><td>4 億円以下</td></tr> <tr> <td>保証料率</td><td>食品等持続的供給推進機構所定の料率</td></tr> <tr> <td>対象資金</td><td>対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）</td></tr> <tr> <td>保証期間</td><td>運転資金 5 年以内（うち据置期間は 1 年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間は 3 年以内）</td></tr> </table>	保証限度額	4 億円以下	保証料率	食品等持続的供給推進機構所定の料率	対象資金	対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）	保証期間	運転資金 5 年以内（うち据置期間は 1 年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間は 3 年以内）
保証限度額	4 億円以下								
保証料率	食品等持続的供給推進機構所定の料率								
対象資金	対象事業の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料調達費、販売促進費等）								
保証期間	運転資金 5 年以内（うち据置期間は 1 年以内） 設備資金 20 年以内（うち据置期間は 3 年以内）								
お問い合わせ先	（公財）食品等持続的供給推進機構 業務部 TEL：03-5809-2176								

6 中小企業投資育成株式会社法の特例

支援策

中小企業投資育成株式会社法の特例	
対 象 者	(1)「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者のうち資本金が3億円を超える株式会社 (2)「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者によって設立される株式会社であって資本金が3億円を超えるもの
支援内容	承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために資金の調達を図る場合、資本の額が3億円を超える場合であっても投資対象となります。 (1) 投資事業 ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け事業 ② 増資新株の引受け事業 ③ 新株予約権の引受け事業 ④ 新株予約権付社債等の引受け事業 (2) 育成事業（コンサルティング事業） 投資育成会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している投資先企業からの依頼に応じ、信頼できるパートナーとして、各種個別相談に応じます。
参 考	（中小企業投資育成制度の概要） 投資育成会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法第101号）に基づき設立された政策実施機関です。（原則として、資本金の額が3億円以下の株式会社を対象）
お問い合わせ先	大阪中小企業投資育成（株） 業務第3部 TEL：06-6459-1700

7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置

支援策

海外展開に伴う資金調達に対する支援措置	
対 象 者	経営革新計画の承認を受け、海外展開に取り組む中小企業
支援内容	(1) 現地子会社の資金調達支援 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を通じ、中小企業者の外国関係法人等の現地通貨建ての円滑な資金調達を支援します。 (2) 海外展開のための国内における資金調達支援 中小企業信用保険法の保険限度額の増額により、日本企業が海外展開を図る際に、外国法人を設立した場合における出資、貸付に要する資金調達を支援します。 具体的な内容については、それぞれの機関にお問合せください。 (株)日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp 広島県信用保証協会 https://www.hiroshima-shinpo.or.jp
お問い合わせ先	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業 TEL:082-247-9151 広島県信用保証協会 TEL:082-228-5500

8 新事業分野開拓事業者の認定制度

支援策

新事業分野開拓事業者の認定制度	
対 象	対象となる新商品又は新サービス（新商品等） ・ 県の機関が調達している品目又は県の機関における使途が見込まれるもの ・ 開発してから概ね7年以内のもの 対象者 県内に主たる事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する新商品を生産又は新サービスを提供する者 ① 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等 ② 開発に関し県の補助金を受けているなど、①の規定に準ずる事業計画を有する新商品等
支援内容	中小企業者が生産又は提供する新商品等の調達機会拡大、また新商品等の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るために、新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者の認定を行います。 ・ 認定を受けた商品又はサービスは、県の機関が契約する際、随意契約を行うことができます。 ・ 認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページで広く公表します。 ・ 認定の有効期間は、認定日から令和9年3月31日まで（ただし、当該期間内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで。） なお、認定を受けた商品又はサービスは、必ず県の機関が契約するというものではありません。また、その商品又はサービスの全般的な品質を保証するものでもありません。予めご了承ください。 申請期間 随時受付しています。 ※詳しくは広島県ホームページ（https://www.pref.hiroshima.lg.jp） 「組織でさがす」→「商工労働局」→「中小企業支援課」→「広島県新事業分野開拓事業者認定制度」をご覧ください。
備 考	この制度を利用する場合は、経営革新計画等の承認の他、県に対して、申請及び審査を受け、認定されることが必要となります。
お問い合わせ先	広島県 中小企業支援課 支援推進グループ TEL：082-513-3355

(参考) その他の支援策の概要

計画承認が要件ではありませんが、「経営革新計画」が承認された多くの特定事業者が、計画実施のため次の支援措置を利用されています。

- 1 小規模事業者持続化補助金
- 2 広島県よろず支援拠点
- 3 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- 4 事業承継・M&A 補助金
- 5 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech
- 6 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）
- 7 IT 経営サポートセンター
- 8 カーボンニュートラル支援
- 9 外国人材の受入れ

1 小規模事業者持続化補助金

参 考

小規模事業者持続化補助金																				
対 象 者	小規模事業者 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者であること。また、一定の要件を満たした特定非営利活動法人も対象となります。																			
支援内容	◆対象となる事業 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ◆補助対象経費 1. 機械装置等費、2. 広報費、3 ウェブサイト関連費、 4. 展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、 5. 旅費、6. 新商品開発費、7. 借料、8. 委託費・外注費 ◆補助率・補助額 <table><tr><td></td><td>一般型</td><td>創業型</td></tr><tr><td>補助率</td><td>2/3 (一部3/4)</td><td>2/3</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>50万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>インボイス特例</td><td>50万円上乗せ</td><td>50万円上乗せ</td></tr><tr><td>賃金引上げ特例</td><td>150万円上乗せ</td><td>—</td></tr><tr><td>上記の特例の要件をともに満たす事業者</td><td>200万円上乗せ</td><td>—</td></tr></table> ※経営計画に基づいて実施する補助事業終了時までには要件を満たさなかった場合は、採択されていても補助金の交付が行われないものもありますので、ご注意ください。			一般型	創業型	補助率	2/3 (一部3/4)	2/3	補助上限額	50万円	200万円	インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ	賃金引上げ特例	150万円上乗せ	—	上記の特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ	—
	一般型	創業型																		
補助率	2/3 (一部3/4)	2/3																		
補助上限額	50万円	200万円																		
インボイス特例	50万円上乗せ	50万円上乗せ																		
賃金引上げ特例	150万円上乗せ	—																		
上記の特例の要件をともに満たす事業者	200万円上乗せ	—																		
備 考	応募期間があるので注意してください。なお、管轄地域（商工会地域、商工会議所地域）によって提出先が異なります。 本制度を利用する場合には、応募のうえ採択されることが必要です。 また、経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。																			
お問い合わせ先	各商工会及び広島県商工会連合会、各商工会議所																			

2 広島県よろず支援拠点

参 考

広島県よろず支援拠点	
対 象 者	中小企業・小規模事業者
支援内容	◆広島県よろず支援拠点とは 「広島県よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所です。中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応いたしますので、お気軽にご相談ください！ 独立行政法人中小企業基盤整備機構も「よろず支援拠点全国本部」として、全国 47 都道府県の各よろず支援拠点をバックアップしています。 ◆よろず支援拠点で行う相談対応 よろず支援拠点では、コーディネーターを中心とする専門スタッフで、中小企業・小規模事業者の相談を受け付け、適切な解決方法を提案します（相談無料、相談回数制限無し）。 ◆ポイント 【経営革新の支援】 解決が困難な売上拡大等の経営相談に対応します。 【経営改善の支援】 解決が困難な資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に対応します。 【ワンストップサービス】 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。
お 問 い 合 わ せ 先	（公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター 広島県よろず支援拠点 TEL：082-240-7706

3 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

参 考

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金																																									
対 象 者		日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者等																																							
支援内容		◆事業概要 ※第1回の内容です。最新の情報は随時、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金公式ホームページに掲載されます。 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金は、中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。 革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援する「革新的新製品・サービス枠」、既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援する「新事業進出枠」、海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援する「グローバル枠」を設けています。 ◆支援内容・支援規模 <table><tr><td>予算額</td><td colspan="3">ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業 2,960 億円の内数（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和 7 年に再編）</td></tr><tr><td>基本要件</td><td colspan="3">以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要 ① 付加価値額の年平均成長率が 4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ② 一人当たり給与支給総額の年平均成長率が 3.5%以上増加させること ③ 毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること ④ 応募申請時までに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること ⑤ 「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと ⑥ 補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること ※賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件については、公式ホームページをご確認ください。</td></tr><tr><td rowspan="7">支援内容</td><td></td><td>革新的新製品・サービス枠</td><td>新事業進出枠</td><td>グローバル枠</td></tr><tr><td>概要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援</td><td>既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援</td><td>海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援</td></tr><tr><td>補助上限額（従業員数別）</td><td>1～5 人 750 万円(850 万円) 6～20 人 1,000 万円(1,250 万円) 21～50 人 1,500 万円(2,500 万円) 51 人以上 2,500 万円(3,500 万円)</td><td>1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)</td><td>1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)</td></tr><tr><td>補助下限額</td><td>100 万円</td><td>750 万円</td><td>750 万円</td></tr><tr><td>補助率</td><td>中小企業者 1/2(2/3) 小規模企業・小規模事業者、再生事業者 2/3</td><td>中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)1/2(2/3)</td><td>中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)2/3</td></tr><tr><td>特例措置</td><td>※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用</td><td>※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用</td><td>※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用</td></tr><tr><td>補助事業実施期間</td><td>交付決定日から 10 か月以内(ただし採択発表日から 12 か月以内)</td><td>交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)</td><td>交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)</td></tr></table> 補助対象経費 ・機械装置・システム構築費 ※「革新的新製品・サービス枠」は必須。 ※「新事業進出枠」及び「グローバル枠」は建物費といずれかが必須。 ・建物費 ※「新事業進出枠」及び「グローバル枠」のみ対象。機械装置・システム構築費といずれかが必須。 ・運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、（検査・加工・設計等に係る）外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費 ・海外旅費、通訳・翻訳費 ※「グローバル枠」のみ対象 ◆「革新的新製品・サービス枠」 単価 10 万円(税抜き)以上の機械装置・システム構築費が必須 ◆「新事業進出枠」及び「グローバル枠」 機械装置・システム構築又は建物費のいずれかが必須 詳細は、下記公式ホームページ「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」をご確認ください。 https://shinigyoku-monodukuri.smrj.go.jp/			予算額	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業 2,960 億円の内数（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和 7 年に再編）			基本要件	以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要 ① 付加価値額の年平均成長率が 4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ② 一人当たり給与支給総額の年平均成長率が 3.5%以上増加させること ③ 毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること ④ 応募申請時までに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること ⑤ 「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと ⑥ 補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること ※賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件については、公式ホームページをご確認ください。			支援内容		革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援	海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援	補助上限額（従業員数別）	1～5 人 750 万円(850 万円) 6～20 人 1,000 万円(1,250 万円) 21～50 人 1,500 万円(2,500 万円) 51 人以上 2,500 万円(3,500 万円)	1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)	1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)	補助下限額	100 万円	750 万円	750 万円	補助率	中小企業者 1/2(2/3) 小規模企業・小規模事業者、再生事業者 2/3	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)1/2(2/3)	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)2/3	特例措置	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用	補助事業実施期間	交付決定日から 10 か月以内(ただし採択発表日から 12 か月以内)	交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)	交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)
予算額	ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業 2,960 億円の内数（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和 7 年に再編）																																								
基本要件	以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要 ① 付加価値額の年平均成長率が 4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること ② 一人当たり給与支給総額の年平均成長率が 3.5%以上増加させること ③ 毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること ④ 応募申請時までに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること ⑤ 「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと ⑥ 補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること ※賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件については、公式ホームページをご確認ください。																																								
支援内容		革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠																																					
	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援	既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援	海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援																																					
	補助上限額（従業員数別）	1～5 人 750 万円(850 万円) 6～20 人 1,000 万円(1,250 万円) 21～50 人 1,500 万円(2,500 万円) 51 人以上 2,500 万円(3,500 万円)	1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)	1～20 人 2,500 万円(3,000 万円) 21～50 人 4,000 万円(5,000 万円) 51～100 人 5,500 万円(7,000 万円) 101 人以上 7,000 万円(9,000 万円)																																					
	補助下限額	100 万円	750 万円	750 万円																																					
	補助率	中小企業者 1/2(2/3) 小規模企業・小規模事業者、再生事業者 2/3	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)1/2(2/3)	中小企業者(小規模企業・小規模事業者、再生事業者含む)2/3																																					
	特例措置	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用 ※ 地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用	※ 賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用																																					
	補助事業実施期間	交付決定日から 10 か月以内(ただし採択発表日から 12 か月以内)	交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)	交付決定日から 14 か月以内(ただし採択発表日から 16 か月以内)																																					
備 考		※応募期間があるので、注意してください。 ※本補助金は電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には2週間程度を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ※経営革新計画の承認が審査の加点となりますが、補助金の採択を保証するものではありません。																																							
お問い合わせ先		お問い合わせ受付予約（コールバック予約システム）をご利用ください。 https://shinigyoku-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/apply/																																							



4 事業承継・M&A 補助金

参 考

事業承継・M&A 補助金																													
対 象 者	日本国内に拠点もしくは居住地を置き、日本国内で事業を営む中小企業者等																												
支援内容	◆目的 事業承継、事業再編及び事業統合を契機とした取り組みを行う中小企業者等に対して、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする。 ◆支援内容・支援規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事業承継促進枠</th><th>専門家活用枠</th><th>PMI 推進 枠</th><th>廃業・再チャレンジ枠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件</td><td>5 年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者</td><td>補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者</td><td>M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係る PMI の取り組みを行う者</td><td>事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う者</td></tr> <tr> <td>補助上限</td><td>800～1,000 万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ</td><td>買い手支援類型： 600～800 万円※¹、 2,000 万円※² 売り手支援類型： 600～800 万円※¹ ※ 1：800 万円を上限に、DD 費用の申請する場合 200 万円を加算 ※ 2：100 億企業要件を満たす場合</td><td>PMI 専門家活用類型： 150 万円 事業統合投資類型： 800～1,000 万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ</td><td>150 万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3</td><td>買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※¹ 売り手支援類型： 1/2・2/3※² ※ 1：100 億企業要件を満たす場合：1,000 万円以下の部分は 1/2、1,000 万円超の部分は 1/3 ※ 2：①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合</td><td>PMI 専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3</td><td>1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等</td><td>謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料</td><td>設備費、外注費、委託費等</td><td>廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）</td></tr> </tbody> </table> 詳細は、事業承継・M&A 補助金のウェブサイトをご確認ください。 https://jsh.go.jp/					事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI 推進 枠	廃業・再チャレンジ枠	要件	5 年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係る PMI の取り組みを行う者	事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う者	補助上限	800～1,000 万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800 万円※ ¹ 、 2,000 万円※ ² 売り手支援類型： 600～800 万円※ ¹ ※ 1：800 万円を上限に、DD 費用の申請する場合 200 万円を加算 ※ 2：100 億企業要件を満たす場合	PMI 専門家活用類型： 150 万円 事業統合投資類型： 800～1,000 万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ	150 万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算	補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※ ¹ 売り手支援類型： 1/2・2/3※ ² ※ 1：100 億企業要件を満たす場合：1,000 万円以下の部分は 1/2、1,000 万円超の部分は 1/3 ※ 2：①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI 専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う	対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI 推進 枠	廃業・再チャレンジ枠																									
要件	5 年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&A に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係る PMI の取り組みを行う者	事業承継や M&A の検討・実施等に伴って廃業等を行う者																									
補助上限	800～1,000 万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800 万円※ ¹ 、 2,000 万円※ ² 売り手支援類型： 600～800 万円※ ¹ ※ 1：800 万円を上限に、DD 費用の申請する場合 200 万円を加算 ※ 2：100 億企業要件を満たす場合	PMI 専門家活用類型： 150 万円 事業統合投資類型： 800～1,000 万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を 1,000 万円に引き上げ	150 万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算																									
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※ ¹ 売り手支援類型： 1/2・2/3※ ² ※ 1：100 億企業要件を満たす場合：1,000 万円以下の部分は 1/2、1,000 万円超の部分は 1/3 ※ 2：①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI 専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う																									
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）																									
備 考	応募期間がありますので、注意してください。 本制度を利用する場合には、応募の上採択されることが必要です。 経営革新計画の承認が補助を保証するものではありません。																												
お 問 い 合 わ せ 先	事業承継・M&A 補助金事務局 TEL：050-3145-3812																												

5 ビジネスマッチングサイト J-GoodTech

参 考

ビジネスマッチングサイト 「J-GoodTech（ジェグテック）」	
対 象 者	経営の革新に取り組む中小企業・ベンチャー企業等
支援内容	「J-GoodTech（ジェグテック）」とは、日本の中小企業と国内大手企業・海外企業、また国内中小企業同士をつなぐビジネスマッチングサイトです。 国内中小企業 30,000 社、大手パートナー企業 1,000 社、海外企業 9,000 社が J-GoodTech メンバーに登録しています。 国内外の企業へ情報を発信し、最適なビジネスパートナーを見つけ、製品開発や新規取引に結びつけることができます。 国内外での技術連携、生産連携、販売連携など、広く事業展開を目指す事業者様を募集しています。 詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/ ◆対象業種： 製造業、建設業、流通業、サービス業（対事業所向けサービス・情報サービス） ※一般消費者向け取引（BtoC 取引）、金融、保険、賃貸、人材派遣、コンサルティング等は対象外です。 ◆登録お申込の流れ【下記 2～3 まで、概ね 2 週間程度の期間をいただいています】 ① 下記フォームより登録をお申し込み下さい。 https://jgoodtech.smrj.go.jp/system/corporations/register/ ② 中小機構にて審査を実施し、審査後、メールにて「採択通知」を送付します。 ③ あわせて、中小機構から「ジェグテック」のアカウント登録に関するご連絡をメールにて送付します。
お問 い 合 わ せ 先	(独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 支援推進課 TEL : 082-502-6311

6 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）

参 考

ハンズオン支援事業（テストマーケティング）				
対 象 者	・新市場・新分野において単独での販路開拓が困難であるが、テストマーケティングの活動を主体的に行う意思及び事業化が可能な体制を持つ中小企業・小規模事業者 ＜想定要件＞ ・生産財メーカー等、B to B、B to Cのビジネスモデルであること ・自社開発の商品（製品・技術・サービス）であること、類似品と比べて差別性があり、本格的な市場投入の前段階にあること			
支援内容	各業界に精通したアドバイザーが新市場・新分野への進出に向けたテストマーケティングを支援します。 ハンズオン支援事業（テストマーケティング）には、次の3つのメニューがあります。			
		M-A（マーケティング企画）	M-B（テストマーケティング支援）	M-C 型（フォローアップ）
	支援概要	アドバイザーとターゲット市場などを検討し、マーケティング企画を練り上げ、プレゼン資料を作成します。	アドバイザーと指定市場のユーザー等を訪問し、デモ等を通じて商品・提供方法・提案方法等の課題を明らかにします。	テストマーケティング実施後の課題（営業力強化や商品企画力強化など）にアドバイザーと取り組みます。
	期間の目安	月2回 × 4か月（8日以内）	5か月程度（15回以内）	月2回×5か月（10日以内）
	受益負担額	17,500 円（税込）／日	5,300 円（税込）／回	17,500 円（税込）／日
お問い合わせ先	※本事業は取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。 ※ご相談内容により、その他支援施策をご提案する場合もございます。 詳しくは、ホームページをご覧ください。			
	【参考①】 中小機構のハンズオン支援事業とは（活用事例付き動画） https://youtu.be/iisyGICbIng?si=2EwinL8ShqQSpByS			
	【参考②】 中小機構ハンズオン支援事業紹介ページ https://www.smrj.go.jp/sme/enhancement/hands-on/01.html			
お問い合わせ先	（独）中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL：082-502-6555			

7 IT 経営サポートセンター

参 考

IT 経営サポートセンター	
対 象 者	・ 自社の IT 利活用に関する課題が明確でなく、課題を整理・見える化したい中小企業・小規模事業者。 ・ 自社の IT 利活用に関する課題が明確であり、IT 利活用・導入について個別・具体的な相談がしたい中小企業・小規模事業者。
支援内容	●概要 ・ IT 化のお悩みを気軽に相談できるオンライン面談サービスです。 ・ 実務経験豊富な IT の専門家が、中小企業の皆さまの IT 化による経営課題の解決に向けて、実践的なアドバイスを行います。 ・ 具体的な課題が分からない場合でも、IT の専門家と話すことで、お悩みや問題点を整理することが可能です。 ※以下のご相談はお受けできませんのでご了承ください。 ・ 補助金・助成金等の申請支援 ・ PC やネットワークのトラブル解決や導入 ・ 特定のソフトウェア製品の操作方法や IT サービスの詳細仕様などに関する質問 ・ 特定のソフトウェア製品や IT サービスの良否の判断、推奨 ・ IT ベンダーの斡旋 ●相談形式 費用：無料 時間：1 回 60 分 利用回数：複数回ご利用可能です。 運用：オンライン その他：当サービスは、事前予約制となります。 ●相談対応可能分野 ・ IT ツールの選定・導入 ・ DX 構想の策定 ・ Web マーケティング（SNS 運用、EC、HP） ・ 生成 AI の導入・活用 ・ 情報セキュリティ対策 など 詳しくは、ホームページをご覧ください。 https://it-sodan.smrj.go.jp/index.html ((独) 中小企業基盤整備機構)
お問い合わせ先	(独) 中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL：082-502-6555

8 カーボンニュートラル支援

参 考

カーボンニュートラル支援	
対 象 者	・取引先からカーボンニュートラル（以下、CN）に向けた取組を要請されている。 ・今後要請されることが見込まれる中小企業・小規模事業者。 ・CNを進めるための課題や取組を整理したい中小企業・小規模事業者。
支援内容	①カーボンニュートラル相談窓口 ・CN・脱炭素に関する相談について、経験豊富な専門家がアドバイスを実施しています。 ・相談形式は以下のとおりです。 費用：無料 時間：1回60分 利用回数：複数回ご利用可能です。 運用：対面またはオンライン（Zoom・Microsoft Teams） 申込：お申込みはパソコン、スマホから以下のWEBページよりお申込みください。 https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/sdgs/favgos000001to2v.html ・相談例 CO2 排出量はどのように算出するのか。 CO2 排出量を減らすためには何をすべきか。 CN を経営にどう活かしたらいいのか。 ②カーボンニュートラル診断 ・CO2 排出量の算定や削減に向けた課題抽出を支援するため、最大3回まで・無料で専門家を派遣します。 ・ご利用の際は、下段の「お問い合わせ先」へご連絡ください。
お問い合わせ先	(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 企業支援課 TEL：082-502-6555

9 外国人材の受入れ

参 考

外国人材の受入れ	
概 要	経営革新計画の承認を受けている企業に就労する外国人の方は、在留資格の認定において、一部優遇措置を受けることができる。
対 象 者	◆高度外国人材 高度外国人材の認定に係るポイント計算において、最大 20 点の特別加算を受けることができる（認定要件 70 点）。 ・「イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている期間における就労」に該当し、10 点加点 ・更に、中小企業基本法に規定する中小企業者であれば、10 点加点 ◆特定技能外国人 所属機関（企業）が準備する提出書類を大幅に省略することができる。（次の書類等） ・ 特定技能所属機関概要書 ・ 労働保険料の納付に係る資料 ・ 社会保険料の納付に係る資料 ・ 国税の納付に係る資料 ・ 法人住民税の納付に係る資料 ・ 雇用の経緯に係る説明書 ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書 等 （省略に当たっては、オンライン申請等の要件があります。） ◆在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「研究」、「企業内転勤」 所属機関（企業）の区分がカテゴリー 1※となり、「勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書」など一部書類の提出が不要となる。 （※カテゴリーは審査の迅速化・簡素化を図るために設けられた所属機関の区分。カテゴリー 1 に就労する者については、審査結果が早く出る傾向がある。）
お 問 い 合 わ せ 先	・ 出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター TEL：0570-013904（IP 電話・PHS・海外から 03-5796-7112） ・ 広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門 TEL：082-221-4412

◆経営革新計画作成にあたっての相談窓口

参 考

次のような支援センターや相談窓口がありますので、是非ご利用ください。

窓 口	○(公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター (広島県よろず支援拠点) 対象者：創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方 等 中小企業の経営全般に詳しいコーディネーター（公認会計士、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関、地域中小企業支援センター等の中小企業支援機関とも連携し、中小企業者の方が抱える売上拡大、経営改善等の様々な経営課題について、相談対応し解決策を提案します。必要に応じ、専門家派遣、情報の提供等の支援も実施しています。 ○地域中小企業支援センター 対象者：様々な経営課題を抱える中小企業者の方 等 中小企業者の身近な支援拠点として、コーディネーターによる窓口相談、創業セミナーの開催等を実施しています。 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構 中国本部 対象者：中小・ベンチャー企業で株式公開や特許取得、直接金融による資金調達等、高度な経営課題の解決に取り組む方 専門家相談窓口、専門家派遣事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。 ○その他の機関 P 29～30 参照
-----	---

◆経営革新計画作成にあたって有益な制度

参 考

研 修	中小企業大学校広島校（(独) 中小企業基盤整備機構中国本部）では、中小企業の経営者及び後継者、管理者等を対象として、分野別に「企業経営・経営戦略」、「組織マネジメント」、「人事・組織」、「財務管理」、「営業・マーケティング」、「生産管理」などの研修を行っています。 詳しくは、中小企業大学校広島校ホームページをご覧ください。 (https://www.smrj.go.jp/institute/hiroshima/index.html)
-----	--

お問い合わせ先一覧

1 中小企業等支援センター

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
(公財)ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター (広島県よろず支援拠点)	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 1 階	082-240-7706
広島市中小企業支援センター	733-0834	広島市西区草津新町 1-21-35 広島ミクシス・ビル内	082-278-8032
呉地域中小企業支援センター	737-0045	呉市本通 4-7-1 呉商工会議所内	0823-21-0151
尾道地域中小企業支援センター	722-0035	尾道市土堂 2-10-3 尾道商工会議所内	0848-22-2165
福山地域中小企業支援センター	720-0067	福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 2 階	084-973-6355
三次地域中小企業支援センター	728-0021	三次市三次町 1843-1 三次商工会議所内	0824-62-3125
東広島地域中小企業支援センター	739-0025	東広島市西条中央 7-23-35 東広島商工会議所内	082-420-0303
(独)中小企業基盤整備機構中国本部 企業支援課	730-0013	広島市中区八丁堀 5-7 広島K S ビル 3 F	082-502-6555

2 市の機関

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
(公財)広島市産業振興センター	733-0834	広島市西区草津新町 1-21-35 広島ミクシス・ビル内	082-278-8032
(公財)くれ産業振興センター	737-0004	呉市阿賀南 2-10-1 県立西部工業技術センター内	0823-76-3766

3 国の機関

担 当	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中小企業庁 経営支援部 経営支援課	100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1763
中国経済産業局 産業部 経営支援課	730-8531	広島市中区上八丁堀 6-30 (広島合同庁舎 2 号館)	082-224-5658

4 その他

機 関 名	担 当
最寄りの商工会議所・商工会	経営相談窓口

※主な商工会議所・商工会は以下のとおり

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
広島商工会議所	082-222-6610	三次商工会議所	0824-62-3125
呉商工会議所	0823-21-0151	庄原商工会議所	0824-72-2121
竹原商工会議所	0846-22-2424	大竹商工会議所	0827-52-3105
三原商工会議所	0848-62-6155	東広島商工会議所	082-420-0301
尾道商工会議所	0848-22-2165	廿日市商工会議所	0829-20-0021
因島商工会議所	0845-22-2211	広島県商工会連合会	082-247-0221
福山商工会議所	084-921-2345	広島県商工会連合会(東部支所)	084-960-3107
府中商工会議所	0847-45-8200		

支援機関の連絡先

1 広島県

支 援 策	担 当 課	住 所	電話番号(ダイヤルイン)
県費預託融資	経営革新課 金融企画グループ	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-3321
高度化融資	経営革新課 貸付管理グループ		082-513-3323
新事業分野開拓事業者の認定制度	中小企業支援課 支援推進グループ		082-513-3355

2 政府系金融機関

金融機関名	支 店 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
(株)日本政策金融公庫	広島支店 国民生活事業	730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22	0570-077861
	呉支店 国民生活事業	737-0045	呉市本通 4-7-1-201	0570-080581
	尾道支店 国民生活事業	722-0036	尾道市東御所町 1-20	0570-079509
	福山支店 国民生活事業	720-0066	福山市三之丸町 1-7	0570-079765
	広島支店 中小企業事業	730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22	082-247-9151

3 民間金融機関等

支 援 策	金 融 機 関 名
預託融資	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行 山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行 りそな銀行 広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫 広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀 朝銀西信用組合、笠岡信用組合、商工組合中央金庫

4 広島県信用保証協会

支 援 策	担 当 部 局	郵便番号	住 所	電 話 番 号
信用保証	本所(保証部)	730-8691	広島市中区上幟町 3-27	082-228-5501
	呉支所	737-0045	呉市本通 4-7-1	0823-21-9281
	福山支所	720-0065	福山市東桜町 1-21	084-923-4893
	備北支所	728-0021	三次市三次町 1843-1	0824-62-3917

5 大阪中小企業投資育成㈱

支 援 策	担 当 部 局	郵便番号	住 所	電 話 番 号
投資・育成	業務第3部	530-6128	大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 23 号 中之島ダイビル 28 階	06-6459-1700

6 (公財)食品等持続的供給推進機構

支 援 策	担 当 部 局	郵便番号	住 所	電 話 番 号
債務保証	業務部	101-0032	東京都千代田区岩本町 3-4-5 第1東ビル6階	03-5809-2176

申 請 書 様 式 は

広島県ホームページからダウンロードが可能です。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

「トップページ」→「組織でさがす」→「商工労働局」→
「経営革新課」→「関連情報 申請・手続」→
「経営革新計画の申請方法・申請書様式」

申請書記載要領

申請者は、次の要領及び別表下段の記載要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載すること。ただし、経営革新計画を共同で実施、作成する場合にあっては、別表 3 及び別表 4 については、参加する特定事業者毎に記載すること。

様式 1 の申請者名は、共同で経営革新計画を実施する場合においては、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記載すること。なお、代表会社が複数ある場合には、連名にて記載すること。

○別表 1（原則 1 枚でまとめ、詳細は「経営革新計画補足資料」で説明する。）

- ・計画の目標は、ポイントをわかりやすく記載すること。
- ・従業員数には事業主、役員、臨時労働者、派遣労働者は含めない。（別表 3 と異なる）
- ・付加価値額の算出は次による。（下記○別表 4 を参照し、決算書から転記）

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

- ・給与支給総額の算出は次による。（下記○別表 4 を参照し、決算書から転記）

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当（福利厚生費・退職金等含まない）

- ・付加価値額、給与支給総額の伸び率の計算方法は次による。

A：申請直近期末値

B：計画終了年度末値

伸び率（％）＝（B－A）÷ | A | × 100

（絶対値）

- ・計画期間は、特定事業者の事業年度に合致し計画すること。

○別表 2

- ・別表 1 の経営革新の目標を達成するための実施計画について、申請者が実施項目を設定し、記載すること。
- ・申請時には、実績（実施状況、効果、対策）欄は記載不要。

○別表 3

⑧人件費	・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）及び一般管理費に含まれる役員給与・従業員給与・賞与・福利厚生費・退職金等 ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用
⑨設備投資額	・別表 4 の設備投資計画の年度毎の合計額
⑩運転資金額	・別表 4 の運転資金計画の年度毎の合計額
⑪減価償却費	・売上原価及び一般管理費に含まれる減価償却費、繰延資産償却、リース・レンタル費用（損金算入されるもの）
⑬従業員数	・付加価値額の定義と整合性のとれるものとする。 ・役員、派遣・短時間労働者等を含む。（勤務時間によって人数を調整すること。例）勤務時間が 1 日 8 時間で従業員 1 人と換算する。）
⑮資金調達額	・実現が見込まれるもので、設備投資額と運転資金の合計と一致させること。

○別表 4

- ・経営革新に関する事業を行うために、導入する機械装置等を適正な価格で記載すること。
- ・特定事業者の会計年度の始期の属する暦年を導入年度とすること。
- ・経営革新に関する事業を行うために、必要な運転資金を内訳も記載すること。

○別表 6

- ・支援機関への連絡希望については、政府系金融機関の場合には、支店名を記載すること。
- ・公表については、報道機関への記者発表、県ホームページ等への公表を含む。

〔備考〕

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 申請書は、別表毎に別用紙とし、片面に記載する。

○経営革新計画補足資料

- ・別表 2 の実施項目に沿って、具体的な計画内容を記載すること。

記載事例

【4年計画】

様式第1

経営革新計画に係る承認申請書

申請日を記載

令和〇年〇月〇日

広島県知事様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇番〇号
名称 株式会社〇〇〇〇
代表者の氏名 〇〇〇〇

代表者の氏名を記載

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

- ・株式会社、有限会社は
法人登記上の住所を記載
- ・個人事業主は、住民票の住所を記載

経営革新計画

別表1は、原則一枚に収めてください

(別表1)

申請者名・資本金・業種			産業分類の中分類を記載
申請者名：株式会社〇 〇 〇 〇		業 種：金属製品製造業	
資 本 金：〇〇千円		法人番号：	法人の場合(13桁)
実施体制			経営革新の内容を簡潔にまとめたテーマを記載
(大学、公設試、企業など連携先がある場合は記載する。)			
新事業活動の類型	経営革新の目標 (計画のポイントに記載する。)		
計画の対象となる類型全てに○をつける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 ③. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動	テーマ：I o Tを活用した生産活動最適化及び生産性の向上 当社の生産ラインでは、これまで多くの改善を行ってきたが、今後もさらなる品質向上と生産性向上が重要課題となっている。熟練技術だけでは対応できない部分を最先端設備で補完したうえで、I o T化により、複数の設備を制御し効率的な運用を可能とする。また、設備の稼働状況と製品に関するデータをリアルタイムに集約・可視化し現場対応に役立てることにより、生産活動の最適化と生産性向上を図り、さらに多種多様な精密加工に対応できることから、〇〇分野などへ新規販路拡大を図る。		
計画期間：2026年4月～2030年3月		「新たな取り組みに至った経緯」、「取り組み内容及び特徴」、「期待する効果」、「経営上の目標」等、計画のポイントを記載	
研究開発期間：年 月 ～ 年 月	事業期間：2026年4月～2030年3月		
経営革新の実施に係る内容			
1. 当社の現状と経営課題 当社は、74年間、金属	研究開発期間がある場合のみ記載(類型5番を選択時のみ)	・計画期間は企業の事業年度(会計年度)と合致 ・期間を記載	
鉄道△△メーカー等から、精密部品の受注生産を行っている。当社の強みは、どのような形状にでも対応できる加工精度と短納期対応であるが、顧客からの要望は多品種におよび増産要望も多いため、現行の設備と生産体制では限界の状況であり、また、切り替え作業など人の介在する作業が多く、生産活動の改善と最適化においても、蓄積されたデータを手作業で集計・加工・情報提示し、現場作業員の経験値により対応が課題となっている。			
2. 経営革新の具体的内容 (既存事業との相違点、)			
本計画により、最新設備を導入するとともに、設計から検査までの情報をI o Tによって連携させ、生産ラインの効率的運用と自動運転を可能とする。さらに、生産ラインのデータを収集し見える化をするために可視化ツールを採用。リアルタイムにだれでもすぐに見ることができる環境を整えて、生産ラインの状況を適切なタイミングで把握し、迅速かつ適確な現場対応を可能とする。			
こうした体制を整えることにより、生産活動の最適化と生産の効率化につながり、従来よりも高精密かつ短納期で対応できることから、新たに〇〇分野へ新規取引先の開拓を行う。			
経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (%) (事業期間終了時点)	
1 付加価値額	623,824 千円	37.1% (2026年4月～2030年3月 (事業期間4年))	
2 一人あたりの付加価値額	5,425 千円	26.1%	
3 給与支給総額	436,208 千円	14.2%	

実施計画と実績（実績欄は申請段階では記載する必要はない）

（別表２）

番 号	計 画				実 績		
	実 施 項 目	評 価 基 準	評価 頻度	実施 時期	実施 状況	効 果	対 策
1	I o T生産管理・見える化システムと設備導入の導入検討						
1-1	社内検討委員会の設置	ロードマップ進捗度	毎月	1-2	実績の管理 ※申請時には、記載不要		
1-2	I o T生産管理・見える化システムの導入検討	仕様書性能評価	1 回	1-3			
1-3	最先端設備の導入検討	機能評価	1 回	1-4			
2	I o T生産管理・見える化システムと最先端設備の導入						
2-1	ロボット・検査装置の導入	稼働率 作業時間	毎週	2-1			
2-2	I o T生産管理・見える化システムの導入	作業時間 付加価値額	隔週	2-1			
3	導入設備の分析と検証及び工場間連携の検討						
3-1	導入設備の稼働率、投資効果の分析と検証	生産性	毎月	2-2	実施項目をいつ開始するのか4半期単位で記載 1－1は1年目第1四半期に開始、 3－4は3年目第4四半期に開始		
3-2	工場間連携に向けた検討	全体最適	四半期	3-1			
4	新規取引先の開拓	新規取引先の売上	毎月	3-4			

番号は実施項目を関連付けて記載

定量化した基準を設定する。
定量化が難しい場合、定性的な基準でも可

自社で計画の進捗状況进行评估する頻度または時期を記載
毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載

- ・番号 番号1、2、1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、3-1、3-2、4
- ・実施項目 具体的な実施内容を記載すること。
- ・評価基準 定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが定性的な基準でも可とする。
- ・評価頻度 自社で計画の進捗状況进行评估する頻度または時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- ・実施時期 実施項目を開始する時期を4半期単位で記載。1－1は初年第1四半期に開始、3－4は3年目第四半期開始を示す。

- ・実施状況 ◎計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。△実行したが不十分。×ほとんど実行できなかった。
- ・効果 ◎効果が十分あがった。○ほぼ予定の効果が得られた。△効果が少しあった。×ほとんど効果がなかった。
- ・対策 自社で実施状況と効果进行评估した結果、追加対策を実施する場合は追加した実施項目を記載すること。

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

経営計画及び資金計画

(別表3)

直近2期間の決算書から記載(原則として、会社設立後1年を経過し、決算書が作成されている場合は、1期分のみを記載)

事業主名 株式会社 ○ ○ ○

(単位: 千円)

	1 年 前 (25 年 3 月期)	直近期末 (26 年 3 月期)	1 年 後 (27 年 3 月期)	2 年 後 (28 年 3 月期)	3 年 後 (29 年 3 月期)	4 年 後 (30 年 3 月期)	5 年 後 (年 月期)
①売上高	2,570,009	2,412,047	2,412,000	2,500,000	3,000,000	3,500,000	
②売上原価	1,924,208	1,837,606	1,864,000	1,932,000	2,300,000	2,600,000	
③売上総利益 (①-②)	645,801	574,441	548,000	568,000	700,000	900,000	
④販売費及び 一般管理費	518,730	504,371	504,000	520,000	600,000	700,000	
⑤営業利益	127,071	70,070	44,000	48,000	100,000	200,000	
⑥経常利益	129,718	69,567	45,800	49,000	105,000	210,000	
⑦給与支給総額	459,882	436,208	434,000	455,000	474,000	498,000	
⑧人件費	533,506	504,870	505,000	527,000	549,000	576,000	
⑨設備投資額	—	—	0	185,000	10,000	0	
⑩運転資金	—	—	0	900	900	1,050	
普通償却額	58,497	48,884	75,000	69,000	78,250	79,250	
特別償却額							
⑪減価償却費	58,497	48,884	75,000	69,000	78,250	79,250	
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	719,074	623,824	624,000	644,000	727,250	855,250	
⑬従業員数	115	115	115	120	125	125	
⑭一人あたりの付 加価値額(⑫÷⑬)	6,253	5,425	5,426	5,367	5,818	6,842	
政府系金融機 関借入			0	0	10,000	0	
民間金融 機関借入			0	185,900	0	0	
自己資金	—	—	0	0	900	1,050	
その他	—	—	0	0	0	0	
⑮資金調達額合計 (⑨+⑩)	—	—	0	185,900	10,900	1,050	

特別償却費が②又は④に計
上されている場合のみ記載

役員を含む
小数点以下の端数は四捨五入

(注) 1 事業期間は、可能な限り4年以上とすること。

2 網掛部分⑨+⑩と⑮のそれぞれの額が計画年度ごとに一致すること。

3 ⑤営業利益、⑥経常利益は決算書上の数値を記入すること。

4 ⑦給与支給総額は、労務費、役員報酬、給与手当、賞与、雑給を含み、法定福利費、福利厚生費、退職金(引当金含む)は含まない。

5 ⑧人件費は、労務費、法定福利費、福利厚生費、退職金(引当金含む)、役員報酬、給与手当、賞与、雑給を含む。

6 ⑪減価償却費は、繰延資産償却、リース・レンタル費用を含む。

7 ⑬従業員数は、役員、派遣・短時間労働者を含む。(勤務時間によって人数を調整すること)

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

（別表 4）

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

（単位：千円）

	機 械 装 置 名 称（導 入 年 度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	ロボット (2027 年度) (型式、メーカー)	160,000	1 台	160,000
2	生産管理・見える化システム (2028 年度) (メーカー)	25,000	1 式	25,000
3	検査装置 (2028 年度) (型式、メーカー)	10,000	1 台	10,000
4	計画を実施するために必要な設備であり、資産計上できる設備（土地も可）のみを適正価格で記載			
5				
6				
7	導入年度は御社の会計年度を記載（会計年度の始期の属する暦年を年度とします） 例：2026 年 12 月始期 → 2026 年度 2027 年 1 月始期 → 2027 年度			
8				
9				
10				
	合 計			195,000

単位を記載

・該当する事業年度の、別表 4 の⑨「設備投資額」と対応する「導入年度」の合計が一致すること
・税込金額で記載すること

（記載要領）

- ・別表 3 の⑨「設備投資額」の内容を記載すること。
- ・機械装置については、メーカー、商品名、型番等を記載すること。
- ・設備投資計画が書ききれない場合は、複数の用紙に記載すること。
- ・申請事業者の会計年度の始期の属する暦年を導入年度とすること。

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

（単位：千円）

年 度	金 額
2027 年度	900
2028 年度	900
2029 年度	1,050
	・該当する事業年度の、別表 4 の⑩「運転資金」と対応する「導入年度」の合計が一致すること ・税込金額で記載すること

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位：千円)

試験研究の名称		年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の付加金額 及びその積算根拠
1	○商品研究開発	○年度	生産数量	A～C 社計○○千円 (○円×○台)	A 社○○千円 (○円×○台)
2	○商品研究開発	○年度	生産数量	A～C 社計○○千円 (○円×○台)	B 社○○千円 (○円×○台)
3	○商品研究開発	○年度	生産数量	A～C 社計○○千円 (○円×○台)	C 社○○千円 (○円×○台)
4					
5					

(記載要領) 賦課の基準については、生産数量(金額)、従業員数、出資金等具体的に記載すること。

・試験研究の名称

(例) ○○技術に関する研究開発

研究内容が分かるように記入してください。なお、該当しない場合は本表の記入は不要です。

・年度

研究開発を行う事業年度を記入してください。

・賦課基準

(例) 生産数量(金額)、従業員数、出資金 等
具体的に記入してください。

・負担金の合計及びその積算根拠

(例) A～C 社計○○千円(○千円×○台)

負担金の合計とその積算根拠を具体的に記入してください。

・構成員別の賦課金額及びその積算根拠

(例) A 社○○千円(○千円×○台)、B 社○○千円(○千円×○台)、C 社○○千円(○千円×○台)
具体的な内容を記入してください。

(別表6)

関係機関への連絡希望について

送付希望の有無に○を記載

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記載すること。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
大阪中小企業投資育成株式会社	有 ・ 無
広島県信用保証協会	有 ・ 無
公益財団法人ひろしま産業振興機構	有 ・ 無
株式会社日本政策金融公庫	
中小企業事業 _____ 広島 支店	有 ・ 無
国民生活事業 _____ 支店	有 ・ 無
公益財団法人食品等持続的供給推進機構	有 ・ 無
商工会議所 _____ 商工会議所	有 ・ 無
広島県商工会連合会 _____ 商工会	有 ・ 無
広島県中小企業団体中央会	有 ・ 無

(記載要領) 株式会社日本政策金融公庫、商工会議所、広島県商工会連合会に送付を希望する場合は、支店名等を記入すること。

支援を受けた商工会名を記載

承認計画の公表

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をしてください。

①企業名	(☒ 可 . 否)
②代表者名	(☒ 可 . 否)
③資本金	(☒ 可 . 否)
④従業員数	(☒ 可 . 否)
⑤所在地	(☒ 可 . 否)
⑥電話番号	(可 . ☒ 否)
⑦経営革新計画の概要	(☒ 可 . 否)

記載内容の公表可否に○を記載

【海外展開に伴う資金調達支援を受ける場合の別表４の記載方法】

外国関係法人等と共同で行う経営革新計画の場合、親企業である国内の特定事業者による申請（外国関係法人等との共同申請とはしない）となるので、外国関係法人等の別表３、４については作成の必要はない。

ただし、日本公庫の特例等、海外資金調達の支援策があるため、外国関係法人等の現地での設備投資、運転資金を別表４にカッコ書きで記載すること。また、海外支店も支援対象となるため、運転資金に係るカッコ書きの記載は外国関係法人等の場合は外数、海外支店の場合は内数の金額を記載すること。

（例）

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

（単位 円）

	機 械 装 置 名 称（導 入 年 度）	単 価	数 量	合 計 金 額
1	〇〇〇〇〇〇（〇〇年度）	10,000,000	1	10,000,000
2	[××××（〇〇年度）]	[5,000,000]	[1]	[5,000,000]
3				

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

（単位：円）

年 度	金 額	内 訳
〇〇年度	2,500,000 [1,000,000]	〇〇料 〇〇円×〇か月 [××円××か月]
〇〇年度	4,000,000 [2,000,000]	〇〇料 〇〇円×〇か月 [××円××か月]

【計画期間が6～8年の場合（研究開発期間含む）の別表4の2の記載方法】

経営計画及び資金計画（計画期間6～8年）

（別表4の2）

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

（単位：千円）

	1 年 前 (5年3月期)	直近期末 (6年3月期)	1 年 後 (7年3月期)	2 年 後 (8年3月期)	3 年 後 (9年3月期)	4 年 後 (10年3月期)	5 年 後 (11年3月期)	6 年 後 (12年3月期)	7 年 後 (13年3月期)	
①売上高	2,570,009	2,412,047	2,412,000	2,500,000	3,000,000	3,500,000	3,850,000	4,235,000	4,658,500	
②売上原価	1,924,208	1,837,606	1,864,000	1,932,000	2,300,000	2,600,000	2,849,000	3,133,900	3,400,705	
③売上総利益 (①－②)	645,801	574,441	548,000	568,000	700,000	900,000	1,001,000	1,101,100	1,257,795	
④販売費及び 一般管理費	518,730	504,371	504,000	520,000	600,000	700,000	770,000	847,000	931,700	
⑤営業利益	127,071	70,070	44,000	48,000	100,000	200,000	231,000	254,100	326,095	
⑥経常利益	129,718	69,567	45,800	49,000	105,000	210,000	241,000	264,100	327,100	
⑦給与支給 総額	459,882	436,208	434,000	455,000	474,000	498,000	546,912	601,344	654,912	
⑧人件費	533,506	504,870	505,000	527,000	549,000	576,000	633,000	696,000	758,000	
⑨設備投資額	—	—	0	185,000	0	10,000	0	0	0	
⑩運転資金	—	—	0	900	900	900	900	1,050	0	
⑪減価償却費	58,497	48,884	75,000	69,000	78,250	79,250	79,250	79,250	79,250	
うち特別償 却額										
⑫付加価値額 (⑤＋⑧＋⑪)	719,074	623,824	624,000	644,000	727,250	855,250	943,250	1,029,350	1,163,345	
⑬従業員数	115	115	115	120	125	125	125	128	128	
⑭一人あたりの 付加価値額 (⑫÷⑬)	6,253	5,425	5,426	5,367	5,818	6,842	7,546	8,042	9,089	
県費預託融 資	—	—	0	0	900	10,900	0	0	0	
政府系金融 機関借入	—	—	0	185,900	0	0	0	0	0	
自己資金	—	—	0	0	0	0	900	1,050	0	
その他	—	—	0	0	0	0	0	0	0	
⑮資金調達額 合計 (⑨＋⑩)	—	—	0	185,900	900	10,900	900	1,050	0	

実施計画の具体的内容

参加企業が複数の場合、企業ごとに記載

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

(別表2の実施項目の具体的内容を記入すること。)

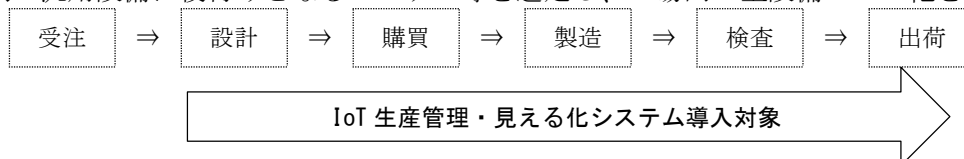
1 IoT生産管理・見える化システムの導入検討

1-1 社内検討委員会の設置

- ・プロジェクトメンバーを選定し、検討会議や進捗会議を定期的に開催する。
- ・生産活動最適化へのロードマップを作成し、全従業員に周知し、取組への理解を促す。

1-2 IoT生産管理・見える化システムの導入検討

- ・現状課題の洗い出し、生産活動の最適化に必要な現場データの検討と仕様の精査を行う。
- ・工程ごとの段階的なデータ連携と従業員教育の計画を策定する。
- ・システムメーカー（複数社）と協議し、費用対効果を踏まえた導入システムを選定する。
- ・現状の汎用設備に後付けとなるセンサー等を選定し、工場内の全設備のIoT化を図る。



図表1 当社の現在の主な生産工程とIoT化システム導入対象工程

1-3 最先端設備の導入検討

- ・製造工程と検査工程における、手作業等による稼働率の低い作業を
- ・ロボットと検査設備を導入し、IoTによる全体最適化と生産性向上
- ・ロボット化が可能な作業を精査し、ロボット対応可能な製品を主
- ・検査の自動化が可能な検査装置を機械メーカー（複数社）と協議し、装置の選定を行う。

実施項目の実行内容を具体的に記載(図表で表現しても良い)

計画前	作業A (手作業)	⇒	作業B (手作業)	⇒	作業C (機械作業。稼働率低い)	⇒	作業D (手作業)
計画実施	作業A' (手作業)	⇒	作業B' (ロボット導入による完全自動化)				

図表2 製造工程における計画前と計画後の作業内容

2 IoT生産管理・見える化システムと最先端設備の導入

2-1 ロボット・検査装置の導入

- (1) ロボットの導入による生産性向上と従業員の多能工化
 - ・既存ラインへロボットの導入により、手作業の機械化を図り、工程全体の稼働率を15%以上に増加させる。
 - ・ロボットの操作研修を全従業員に実施し、多能工化への転換を図る。

(2) 検査装置の導入と検査作業の標準化

- ・検査装置の導入による作業の省力化と自動化を図り、検査数を現状の1.5倍に増やす。
- ・検査マニュアルを作成し、検査装置の操作研修を全従業員に実施し、作業の標準化を図る

導入する設備の内容と設備の必要性を具体的に記載(図表で表現しても良い)

現在の状況と新しい活動の違いを具体的に記載(図表で表現しても良い)

導入予定の
ロボット
(写真)

導入予定の
検査装置
(写真)

図表3 導入予定の最先端設備

2-2 IoT生産管理・見える化システムの導入

- 生産ラインに合わせた現場データの連携を構築。製造・検査工程から実施し、半年間を目安に段階的に全生産管理行程へ拡張する。

工程	受注	設計	購買	製造	検査	出荷
STEP1						
STEP2						
STEP3						

図表4 工程毎のIoTシステム導入移行

- 現在の汎用機械の設備にセンサーを取り付け、最先端設備を含めて全機械の製造・検査工程における稼働状況を自動で集計する。
- 手作業のデータ集計加工から、リアルタイムでだれでも見るように可視化する。
- 作業進捗の見える化により、ボトルネック作業の削減と工程間の作業時間のバランスを矯正し、作業時間の標準化を行い、生産効率の良い生産計画の策定に取り組む。
- システム運用と活用について全従業員に対して研修を実施する。IoTシステム導入による全工程の作業方法の変更に対する理解を得る。

3 導入設備の分析と検証及び工場間連携の検討

3-1 導入設備の稼働率、投資効果の分析と検証

- 生産効率分析、削減された工程を分析し、計画値に対する進捗状況を検証する。

想定される効果		計画前	4年後	効果
IoTシステム導入による効果	データ集計の作業量	月 20 時間	月 0.5 時間	月 19.5 時間減 (△97.5%)
	付加価値労働生産性	年 100,000 千円	年 200,000 千円	年 100,000 千円増
最先端設備導入による効果	製造工程の稼働率	80%	98%	18%増
	検査工程の検査数	4,000 個/日	6,000 個/日	1.5 倍増

現状と計画による経営上の効果を定量的な指標で比較

図表5 工程毎のIoTシステム導入推移

- 分析結果をもとに、生産管理システムと見える化システムの連携状況、並びに導入設備の問題点を検証し、改善を行う。

3-2 工場間連携に向けた検討

- 生産ラインだけでなく九州地方と東海地方の工場間連携に向けた検討を行う。

4 新規取引先の開拓

- 営業部門を増強し、〇〇分野専任の担当者を配置する。即戦力が求められるため、営業経験者を1名採用する。
- 〇〇分野の売上は、4年後に年間2,500千円を達成する。

計画期間終了頃の想定を記載

その他の記載事項として・・・

- 経営計画及び資金計画（別表4）の算出根拠
- 人材育成の取組み
- 販路開拓の取組み

などを計画内に盛り込むことも計画の実行性を高める上で有効です。

(実施計画が書ききれない場合は、複数の用紙に記載すること。)

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

申請者概要

①事業者概要

直近期の従業員数	常勤役員	○人
	非常勤役員	○人
	常時使用する従業員の数	○人
	(うち、パートアルバイト	○人)
・常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。 ※別表3で入力する「従業員数」とは異なります		
設 立 年 月 日	○年○月○日	※法人の場合
ホームページ (URL)	https://www. ○○○○	
承認書の送付先住所	※申請書の住所と異なる場合	

②経営革新計画の担当者

所 属 又 は 職 名	○○○○
担 当 者 氏 名	○○○○
電 話 番 号	○○○-○○○-○○○○
e-mail アドレス	○○○○○. jp

従業員数が基準を満たしているか確認するための項目です。
「常時使用する従業員の数」から「うち、パートアルバイト」の数を引いた人数(労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の人数)を元に確認します。

希望する支援策

「経営革新計画」が承認された場合、希望する支援策に○をしてください。

- | | |
|--|--------------------|
| 1 県費預託融資制度(事業活動支援資金) | ② 信用保証協会による信用保証の特例 |
| ③ 政府系金融機関による低利融資制度 | 4 高度化融資制度 |
| 5 食品等持続的供給推進機構による債務保証 | |
| 6 中小企業投資育成株式会社法の特例 | |
| 7 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置 | |
| 8 その他の支援(小規模事業者持続化補助金、広島県よろず支援拠点・専門家によるチーム型支援、中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業、中小企業成長プラン策定支援事業、ものづくり補助金、事業承継・M&A 補助金) | |

希望する支援策の番号に○を記載

県の施策情報

「経営革新計画」が承認された場合、「広島県商工労働局メールマガジン」及び「ひろしま産振構からの知っ得情報」の配信を希望されますか。

「広島県商工労働局メールマガジン」を希望 (☐ する ・ ☐ しない)

「ひろしま産振構からの知っ得情報」を希望 (☐ する ・ ☐ しない)

メールアドレス： ○○○○○. jp

※「広島県商工労働局メールマガジン」では、企業
県や関係団体の施策情報(イベント・セミナー)
配信は月2回程度を予定しています。

※「ひろしま産振構からの知っ得情報」では、産学官連携、研究・技術開発等に関する公募イベント
・講演会・助成金等のご案内など役立つ情報を掲載します。 配信は週1回程度を予定しています。

県の施策情報の配信を希望される場合、
メールアドレスを記載

記載事例

【事業報告（営業報告書）】

参加特定事業者名 株式会社 ○ ○ ○ ○

事業報告（営業報告書）

1 会社の概況（最近期末時点）

（1）事業の内容

主要取扱品目、主要取引先（販売先、仕入先、外注先、金融機関）

『1 会社の概況』については、
既存の会社案内・パンフレット等の提出
にかえられます。
内容を確認の上、記載してください。

（2）株主、役員の状況

（3）本社・営業所・工場

各所在地、面積、従業員数、売上高、主要設備など

（4）関連会社

親会社、子会社、グループ会社など

（5）沿革

（6）その他

特許等取得状況など

2 営業成績の推移等の状況（過去 2 期の推移）

業界動向、売上高・損益の増減の状況及び理由など

3 財産の推移等の状況（過去 2 期の推移）

設備投資内容と資金調達方法、資産処分状況など

4 その他重要な事項

記載事例
【変更承認申請書】

様式第 2

経営革新計画の変更に係る承認申請書

令和〇年〇月〇日

広島県知事様

- ・株式会社、有限会社は
法人登記上の住所を記載
- ・個人事業主は、住民票の住所を記載

住所

郵便番号 730-8511
広島市中区基町 10 番 52 号

名称 株式会社 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

電話 082-513-3370
E-mail syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

経営革新計画の承認日を記載



令和〇年〇月〇日付けで承認を受けた経営革新計画について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第 15 条第 1 項の規定に基づき変更承認を申請します。

変更事項の具体的内容

(別表 8)

変更事項 ・革新計画の目標の追加 ・計画期間の延長 ・付加価値額及び伸び率 ・経常利益及び伸び率（令和 3 年 1 月までの承認企業が対象） ・給与支給総額及び伸び率（令和 3 年 2 月以降の承認企業が対象） ・設備投資計画	
変更事項の内容及び理由 当初の計画であった〇〇商品の開発において、市場のニーズ調査の結果、試験中の〇〇商品だけでは、一部に充分でない顧客層がいることが判明したため、より処理能力の高い上位の機種にあたる△△商品の開発までを計画として追加する必要が出てきた。 そのため、目標に△△商品の開発を追加し、その開発に係るための計画期間の延長と延長後の付加価値額及び伸び率を変更する。 また、開発に係るために必要となる設備があり、当初の設備投資計画が増額となるため、計画を変更する。なお、その調達先については、当初の融資先の〇〇公庫と調整済みである。	
変 更 前	変 更 後
・経営革新の目標 〇〇商品の開発 ・実施計画及び具体的内容 当初申請書のとおり ・計画期間 令和 6 年 2 月～令和 9 年 1 月（3 年計画） ・目標付加価値額 818,000 千円 目標伸び率 31.1% ・目標給与支給総額 190,000 千円 目標伸び率 185.4% ・設備投資計画 11,255 千円 ・調達先 〇〇公庫〇〇支店	・経営革新の目標の追加 〇〇商品及び△△商品の開発 ・実施計画及び具体的内容 別紙当初申請書の訂正のとおり （別紙 2、3） ・計画期間 令和 6 年 2 月～令和 11 年 1 月（5 年計画） ・目標付加価値額 860,000 千円 目標伸び率 37.9% ・目標給与支給総額 210,000 千円 目標伸び率 215.5% ・設備投資計画 18,577 千円 ・調達先 〇〇公庫〇〇支店

記載事例
【変更届出書】

様式第3

経営革新計画の変更に係る届出書

令和○年○月○日

広島県知事様

・変更後の内容を記載

・株式会社、有限会社は
法人登記上の住所を記載

・個人事業主は、住民票の住所を記載

住所

郵便番号 720-0031

福山市三吉町1-1-1

名称

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表者の氏名

○ ○ ○ ○

電話

084-921-1311

E-mail

syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

経営革新計画の承認日を記載

令和○年○月○日付けで承認を受けた経営革新計画について別紙のとおり変更したので、広島県経営革新計画承認事務処理要綱第8の規定に基づき届出します。

変更事項の具体的内容

(別表 8)

変更事項 ・ 商号、名称 ・ 住 所 ・ 電話	
変更事項の内容及び理由 ・ 業務形態及び商号変更 ・ 事業所移転による住所及び電話番号の変更 [添付書類：登記事項証明書（発行から 3 か月以内）]	
変 更 前	変 更 後
有限会社 ○○工業 郵便番号 730-8511 住 所 広島市中区基町 10 番 52 号 電話 082-513-3328	株式会社 ○○工業 郵便番号 720-0031 住 所 福山市三吉町 1 - 1 - 1 電話 084-921-1311

(申請要件のチェックシート)

- ☐ 特定事業者に該当しますか
- ☐ 登記上の本店(個人事業主の場合は住民票の住所)が広島県内にありますか(当県に申請の場合)
- ☐ 決算書が1期分以上ありますか
- ☐ 取り組む計画は、定款に含まれる事業ですか
- ☐ 計画は、他法令上の許認可等を必要としませんか
- ☐ 計画は、公序良俗に反していませんか
- ☐ 計画内容は、事業活動の向上に大きく資するものであり、次の新たな取組みに該当しますか
 - ・新商品の開発又は生産
 - ・新役務の開発又は提供
 - ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ・役務の新たな提供の方式の導入
 - ・技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ・その他の新たな事業活動
- ☐ 付加価値額の目標伸び率は、基準を上回っていますか
- ☐ 給与支給総額の目標伸び率は、基準を上回っていますか
- ☐ 計画達成に対する資金計画に無理はないですか
- ☐ 申請書、補足資料、添付書類は揃っていますか
 - 株式会社、有限会社等の法人の場合
法人登記事項証明書の写し、定款の写し、最近2期間の事業報告(営業報告書)、最近2期間の決算書
 - 個人事業主の場合
最近2期間の税務申告書、住民票の写し、最近2期間の事業報告(営業報告書)